平成２６年（再イ）第１８号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目13番１―302号
再生債務者　板橋　　学
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年12月26日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２６年（再イ）第１９号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目13番１―302号
再生債務者　板橋　照美
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年12月26日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第４号
相模原市緑区橋本台１丁目33番２―217号
再生債務者　本間　雄作
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年１月15日まで
4　一般異議申述期間　平成27年１月29日から平成27年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（再ロ）第３号
福岡県小郡市小郡1885番地８
再生債務者　能塚　和憲
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年１月22日まで
4　一般異議申述期間　平成27年１月30日から平成27年２月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第４号
香川県高松市高松町296番地６
再生債務者　伊賀　弘信
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時20分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年１月23日まで
4　一般異議申述期間　平成27年２月６日から平成27年２月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第９号
仙台市青葉区柏木１丁目６番22号
再生債務者　佐藤　賢一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月16日まで
平成26年12月24日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第５号
名古屋市緑区有松南501番地　シンフォニアみなみが丘Ｄ―203
再生債務者　鈴木　孝典
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月22日まで
平成26年12月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再ロ）第５号
兵庫県加古川市尾上町旭２丁目39番地
再生債務者　清水潤一こと　朱　　碩坤
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月22日まで
平成26年12月25日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（再ロ）第６号
沖縄県那覇市字大道９番地６　ＰＡＴＩＯＢ．Ｓ．大道405
再生債務者　上原　　匠
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月23日まで
平成26年12月26日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第４号
佐賀県佐賀市田代１丁目２番６―102号　田代アパートⅡ
再生債務者　野中　教男
1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成26年12月１日付け変更再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月23日まで
平成26年12月24日　　佐賀地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第４号
奈良市尼辻西町５番18号
再生債務者　辰巳　清美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月26日　　奈良地方裁判所

平成２６年（再ロ）第１号
佐賀市鍋島３丁目15番16号　フレグランス田口Ａ102
再生債務者　小林知恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月24日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（再ロ）第５号
広島市佐伯区皆賀４丁目６番25―305号
再生債務者　荒松久美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月26日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再ロ）第３号
山口県防府市大字植松289番地の４
再生債務者　白井美智子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月25日　　山口地方裁判所

平成２６年（再ロ）第１号
熊本県葦北郡芦北町大字白岩373番地１
再生債務者　川添　利藏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月25日　熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（再ロ）第４号
青森市大字三内字稲元44番地10
再生債務者　大水　美貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月26日
青森地方裁判所民事部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年十二月五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月三十日
掲載頁　一八三頁（号外第一四六号）
（乙）http://www.tokyokiko.co.jp/pdf/kessan52.pdf
平成二十七年一月十三日
東京都港区芝四丁目九番四号
（甲）トーセツ株式会社
代表取締役　伊達　清隆
東京都台東区松が谷一丁目三番三号
（乙）東京設工株式会社
代表取締役　綿貫　裕之